

## 令和2年 第6回農業委員会議事録

令和2年6月25日午後1時30分に第6回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 奥 山 良 春	2 番 長 澤 隆 士	3 番 齋 藤 吉 勝
4 番 笹 原 哲	5 番 尾 崎 正 義	6 番 伊 勢 村 孝 之
7 番 本 間 俊 悦	8 番 星 川 礼 子	9 番 菅 野 郁 夫
10 番 鈴 木 敬 次 郎	11 番 鈴 木 勲	12 番 大 崎 清 孝
13 番 武 田 春 信	14 番 後 藤 一 彦	15 番 近 藤 小 兵 衛
16 番 小 関 金 也	17 番 鈴 木 藤 光	18 番 西 塚 喜 行
19 番 星 川 敬 夫		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

《無断遅刻》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

《通告欠席》

11 番 ( 鈴木 敬次郎 ) 番 ( ) 番 ( )

《無断欠席》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	岸 栄樹	事務局長補佐	田中 誠
事務局主事	伊藤 由貴	事務局主事	小林 沢子

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- |       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 報第10号 | 農地法第18条の規定による解約通知について          |
| 報第11号 | 農地改良届について                      |
| 報第12号 | 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について |
| 議第19号 | 農地法第3条の規定による許可申請について           |
| 議第20号 | 非農地証明について                      |
| 議第21号 | 尾花沢市農用地利用集積計画について              |
| 議第22号 | 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について     |

## 令和 2 年 第 6 回 農業委員会 議事録

尾花沢市農業委員会令和 2 年第 6 回通常総会を 6 月 25 日（木）市役所大会議室において午後 1 時 30 分より開会した。

（岸事務局長）

今日のご苦勞様です。早いもので現体制での総会が最終回ということで、よろしく願います。一同ご起立をお願いいたします。「礼」、尾崎会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（岸事務局長）

ご着席願います。11 番鈴木敬次郎委員より欠席する旨の連絡がありました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は 18 名であります。よって農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項の規定により定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（菅野会長）

どうも皆さん、ご苦勞様です。天気の方も、毎日 25 度以上の天気が続いて、大変良好と思いますけれども、山田・沢田等では水不足が発生しているような状況です。少し雨も降っていただかないと、これからの西瓜の成長に影響するのではないかと心配されます。

明日あたり雨模様で期待はしているんですけども、そういうような状況で、皆さんには好天で、農作業で体の方も疲れているでしょうけれども、今日はどうかよろしく願います。

それから私達勇退者にとっては今日が最後の総会となりますけれども、これから皆さん方も新しい体制に代わっていきますので、これからの農業委員会をますます発展させていただきまよう心からお祈りいたしまして、簡単でございますが、挨拶といたします。

(岸事務局長)

ありがとうございました。それでは、尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくお願いいたします。

(議長)

只今より令和2年第6回尾花沢市農業委員会通常総会を開会します。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、5番 尾崎正義委員、6番 伊勢村孝之委員の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長をもって報告いたさせます。事務局長。

(岸事務局長)

命によりまして、事務処理報告をさせていただきます。総会の次第書裏面をご覧ください。説明させていただきます。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

(議長)

ご質問もないものと認め事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。はじめに報第10号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。小林主事。

(事務局 小林主事)

報第10号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」報告いたします。

議案書 1 ページをご覧ください。案件は 1 件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。解約後の利用についてですが、同人へ売買予定で今月集積計画がなされております。以上で報告を終わります。

(議 長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第 10 条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第 10 号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、報第 11 号「農地改良届について」を上程いたします。

今回の現地調査班は第 5 班であります。第 5 班現地調査主任、尾崎正義委員の報告を求めます。尾崎委員。

(調査主任 5 番 尾崎正義委員報告)

(議 長)

只今、説明・報告がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

ご質疑もないようでありますので、終結いたします。

これより報第11号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、報第12号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。田中事務局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

それでは、私より報第12号「令和元年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価について」をご報告申し上げます。この案件につきましては、大きく8項目に分かれております。

議案書の7ページをご覧ください。報告様式が縦ページになっておりますので、議案書を縦にしてご覧ください。はじめに、1. 農業委員会の状況でございます。令和2年3月31日現在と表記されておりますが、一つ目の農業の概要につきましては記載されている面積、農家数等の主だった数字につきまして、2015年の農林業センサスより記載しております。よろしく願いいたします。2段目の枠の右側、認定農業者につきましては、市内251の経営数でございます。その下段になります。農業委員の体制につきましては、新制度に基づくものとして、記載いたしております。

ページをめくりまして、8ページをご覧ください。2. 担い手への農地の利用集積・集約化であります。一つ目の現状及び課題の表中右側、集積率について、73.0%となっております。二つ目、令和元年度の目標及び実績をご覧くださいますと、左側集積目標200haに対しまして、集積実績が338.3haと目標を達成しております。一つ飛ばして、四つ目の目標及び活動に対する評価を記載しておりますが、実績につきまして制度理解が進んでおり、農業委員、農地利用最適化推進委員の活動の成果が表れているものと評

価しております。

次に9ページをご覧ください。3. 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進につきましてであります。農地の権利移動を伴う参入としまして、目標2経営体に対し実績2経営体ということで目標を達成しているところです。今後とも農林課新規就農担当と調整を図りながら、東京にて開催されます、新・農業人フェア等に参加しまして、新規就農に繋がる、I J Uターンの促進に繋げていきたいと考えております。

それでは10ページをご覧ください。4. 遊休農地に関する措置に関する評価となっております。尾花沢市の遊休農地につきましては、一つ目の現状及び課題に記載されておりますが、15.9haとなっております。中山間地域の本市は、農業者の高齢化、後継者不足、有害鳥獣被害等により耕作放棄地が増加しております。令和元年度におきましては解消目標面積を2haとしてところですが、結果としまして0.27haの解消となったところです。農業委員の活動としては、農地転用等に伴う現地調査と併せて実施いたしております。また、8月には農地利用最適化推進委員と合わせまして農地パトロールを実施しております。解消を進める上で、情報収集を行いながら農地パトロールを実施できればと考えております。その農地パトロールについて、次の11ページをご覧ください。5. 違反転用への適正な対応となっております。現在、管内においての違反転用はなしとなっております。農地パトロールの実施や農地法及び農振法の周知徹底、広報誌等の発行したことの結果が表れたものと思われま。

続きまして12ページをご覧ください。6. 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございます。いわゆる総会においての許可事務であります。農地法第3条に基づく許可数は131件、また下段になりますが転用に関する許可数は12件でございました。以下報告につきましては、14ページまで記載ありますけれども、記載のとおりとなっておりますので、ご覧いただければと思います。以上報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声)

(議長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより報第12号を採決いたします。本案を報告のとおり承認する事に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、議第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。小林主事。

(事務局 小林主事)

議第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。農地法第3条の規定による許可申請は15ページです。所有権移転についてご説明いたします。案件は3件です。

No.1の渡人は他市町村へ転出のため、No.2の渡人は他市町村へ転出の農業廃止のため、No.3の渡人は高齢化による経営縮小のため、受人はNo.1が新規就農、No.2、3がそれぞれ経営規模拡大のための所有権移転です。

No.1からNo.3は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります。慎重なる審議を宜しくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

ご質疑もないようでありますので、終結いたします。これより議第18号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。



(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって本案は原案のとおり決しました。

次に、議第20号「非農地証明について」を上程いたします。第5班現地調査主任、尾崎正義委員の報告を求めます。5番尾崎委員。

(調査主任 5番 尾崎正義委員報告)

(議 長)

只今、説明・報告がありました。ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

ご質疑もないようですので、終結いたします。これより議第20号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって本案は原案のとおり決しました。

次に議第21号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、13番武田春信委員の退席を求めます。

(13番武田委員 退席)

(議 長)

それでは、事務局の説明を求めます。伊藤主事。

(事務局 伊藤主事)

それでは、議第21号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明に入らせていただきます。議案書25ページの農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。

今回申請のありました計画面積は、賃貸借設定が67a、うち再設定が25a、所有権移転は49aとなり、計画面積合計は116aとなっております。申請地は、すべて農振農用地区域です。

隣に移りまして対象の土地になります。賃貸借設定は、田のみで67a、うち再設定が25a、所有権移転は田が30a、畑が18a、合計しますと田が98a、畑が18aとなります。

続いて、対象人数になります。賃貸借権は、出し手2名、受け手2名、所有権移転は、出し手2名、受け手2名、合計しますと、出し手が4名、受け手4名になります。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借権は、3年～5年が1件で25a、10年以上が1件で42aとなっております。次に隣に移りまして、10a当たり借賃・対価になります。

賃貸借権は、田の物納が57kg、現金が1万5千円、所有権移転は、田が20万円、畑が13万2千円から15万円となります。

それではページ移りまして、26ページからは個別状況になります。No.1は新規の利用権設定、No.2は再設定となります。27ページは所有権移転で2件ございます。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重なる審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

ご質疑もないようでありますので、終結いたします。これより議第22号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって本案は原案のとおり決しました。13番武田春信委員の復席をお願いいたします。

(13番武田委員 復席)

(議長)

次に、議第22号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。田中補佐。

(事務局 田中局長補佐)

それでは、私より議第22号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」をご説明いたします。

議案書29ページをご覧ください。1、農業委員会の状況であります。先ほどの評価報告と同じでございます。令和2年4月1日現在と表記されておりますが、農家・農地等の概要につきましては、先ほど申し上げましたけれども、2015年の農林業センサスより数字を記載しております。右側にあります認定農業者数は、先ほど報告にありました通り、251経営体であります。下段の農業委員会の体制につきましては、新体制を記載しております。

次に30ページをご覧ください。2、担い手への農地の利用集積・集約化であります。二つ目の令和2年度の目標及び活動計画について記載しておりますが、今年度の集積目標は、平成30年2月に策定した、農地利用最適化に関する指針を踏まえまして、令和元年度と同じく200haを目標としております。目標の達成に向けまして農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様のお力添えをよろしくお願いいたします。次に同じく

30ページの下段にあります。3、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進についてですが、こちらにつきましては、記載のとおりとなっておりますのでご覧ください。

続きまして、31ページをご覧ください。4、遊休農地に関する措置であります。今年度は15.9haの面積を把握いたしております。遊休農地の解消につながるよう農地パトロールの実施、啓発に努めまして解消に繋げてまいります。

同じく31ページの下段になります。5、違反転用への適正な対応であります。こちらはパトロールの強化や、広報誌への啓発記事の掲載、申請の際の制度内容の周知徹底を図ります。

以上、私からご説明申し上げましたが、こちらの案件につきましては、この場でご審議いただきまして、ご可決いただきました後、先程のご承認いただきました、報第12号と共に県を通じまして東北農政局へ提出することとなっております。また、併せまして尾花沢市のホームページへの掲載を必ず行うこととなっておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。尾崎正義委員。

(5番 尾崎正義委員)

5番尾崎です。ちょっと教えてもらいたいですけれども、29ページの販売農家数1,494の内訳ですね、どこで区別しているのか、教えてください。

(議長)

田中補佐。

(事務局 田中局長補佐)

こちらの区分けですが、2015年の農林業センサスに基づくものですが、主業農家とは、農業所得が主である、農業所得が農外所得以上で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家とされております。次に準主業農家でございますが、農外所得が主である、農家所得の50%未満が農業所得で、1年間に60日以上自

営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家とされております。最後の副業的農家ですけれども、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家、つまり主業農家及び準主業農家以外の農家を指すと区分けされております。以上でございます。

(議長)

尾崎委員よろしいですか。小関委員。

(16番 小関委員)

16番小関です。今の、田中補佐の説明で、65歳未満となっておりますけれども、65歳より上の場合はどうなりますか。我々のような場合はどこに該当するのですか。

(議長)

田中補佐。

(事務局 田中局長補佐)

65歳未満の世帯員がいない農家におきましては、副業的農家というところに入りますので、こちらの方に分類されるということになります。

(議長)

よろしいですか。他にございませんか。ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第22号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

(議 長)

以上で、今通常総会に附議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。これをもって、令和2年第6回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

午後2時8分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和2年6月25日

尾花沢市農業委員会

議 長

---

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名員

---

議事録署名員

---